

## 千葉市交通事故相談事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、交通事故に関わる問題を解決するにあたり、交通事故相談員が相談に応じる「交通事故相談」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (相談日等)

第2条 相談場所、相談日及び相談時間は、次のとおり（国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日）及び交通事故相談員の勤務が困難と認められる日を除く。）とする。

相 談 場 所	相 談 日	相 談 時 間
中央区役所地域振興課	毎週火曜日	午前9時から午後3時まで
	毎週金曜日	午前9時から午後4時まで
花見川区役所地域振興課	毎週金曜日	午前9時から午後4時まで
稲毛区役所地域振興課	毎週水曜日	午前9時から午後4時まで
若葉区役所地域振興課	毎週月曜日	午前9時から午後4時まで
	毎週木曜日	午前9時から午後4時まで
緑区役所地域振興課	毎週火曜日	午前9時から午後4時まで
	毎週木曜日	午前9時から午後3時まで
美浜区役所地域振興課	毎週月曜日	午前9時から午後4時まで
	毎週水曜日	午前9時から午後4時まで

### (交通事故相談員)

第3条 交通事故相談員は、2人とし、市長が委嘱する。

### (料金)

第4条 相談の料金は、無料とする。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、交通事故相談事務に関し、必要な事項は別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 千葉市交通事故相談所設置運営要綱は、廃止する。